



岐阜県信用保証協会

岐阜県信用保証協会

検索

LINE 公式アカウント



<https://www.cgc-gifu.or.jp> webmaster@cgc-gifu.or.jp

令和7年度信用保証ハンドブック 令和7年4月発行 岐阜県信用保証協会 企画部 企画課
〒500-8503 岐阜市藪田南五丁目14番53号 県民ふれあい会館(愛称・OKBふれあい会館)12階

R7.4 6,000S

令和7年度 信用保証ハンドブック



岐阜県信用保証協会

信用保証 ハンドブック

目 次

信用保証で利用のメリット	2
信用保証制度のしくみ	3
ご利用いただけるかた・ご利用の限度額・資金使途	4
連帯保証人について	5
経営者保証を不要とする取扱いについて	6
保証期間および返済方法の設定	8
責任共有制度について	10
信用保証料について	12
個人情報の取扱いに関するご説明	18
保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)	20
協会制度一覧表	22
県制度一覧表(一般資金)	48
県制度一覧表(元気企業育成資金)	50
県制度一覧表(特別経済対策資金)	56
県制度一覧表(災害対策資金)	58
市町村制度一覧表	60
許認可等を要する業種一覧表	62
申込み・相談窓口	68

信用保証ご利用のメリット

1 融資枠の拡大を図ることができます!

保証付融資と金融機関のプロパー融資の併用により、融資枠の拡大を図ることができます。

2 長期の借入れをご利用いただけます!

長期の借入れに対応した保証制度をご用意していますので、安定した資金繰りが可能となります。

3 原則、連帯保証人は必要ありません!

必要となる場合もございますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則必要ありません。また、要件を満たすことで、経営者が会社の連帯保証人となる「経営者保証」を不要とする取扱いができる可能性があります。
→詳しくは5ページ以降をご覧ください。

4 担保が無くても応援します!

不動産担保に過度に依存しない保証を推進しています。

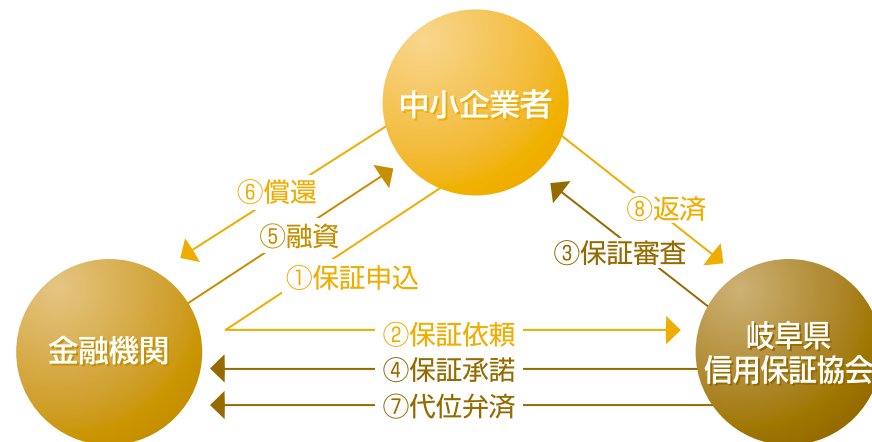
5 ニーズに合った保証制度をご用意しています!

長期固定低金利の県融資制度など、多彩な保証制度により、資金繰りをサポートします。
→詳しくは22ページ以降をご覧ください。

6 創業支援・経営支援・再生支援を行っています!

保証をご利用いただいた方を対象とした各種支援メニューをご用意しています。皆さまの経営を強力にサポートします。
→担当部署は68ページをご覧ください。

信用保証制度のしくみ



1 保証申込	信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。
2 保証依頼	信用保証協会は、金融機関から必要書類を受領後、企業の事業内容や経営計画などを審査します。保証決定した場合は、信用保証書を金融機関に発行します。
3 保証審査	
4 保証承諾	
5 融 資	金融機関は信用保証書に基づき、資金を融資します。このとき中小企業者には金利とは別に「信用保証料」を負担していただきます。
6 償 還	融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
7 代位弁済	万一、何らかの事情でお金が返せなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関に借入金を返済します。
8 返 済	その後、中小企業者とご相談しながら、信用保証協会に借入金を返済していただきます。

ご利用いただけるかた

※制度要綱などで別途定めがある場合はその定めによります。

●所在地

個人のかたは、岐阜県内に住居または事業所を有しているかた。
法人のかたは、岐阜県内に本店または事業所を有しているかた。

●企業規模

資本金または常時使用する従業員数のうち、いずれか一方が該当していればご利用いただけます。

業 種	資本金	従業員数
製造業等(運送業、建設業、金融・保険業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の2/3以上が保証対象事業を営むことなどが要件となります。

※資本金の額が制限を超えている会社で、従業員数が制限数の90%を超えている場合(例えば、製造業の場合271人以上)は「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」などの写しが必要です。

※特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、当該NPO法人が保証対象業種を営み、常時使用する従業員数が上表に該当することが要件となります。ただし、政令特例業種に対する従業員緩和要件はありません。

ご利用の限度額

ご利用いただける保証限度額は下記のとおりです。

なお経営安定関連保証や経営革新保証など、国の施策による特別な制度は、下記限度額とは別枠で各制度ごとに限度が定められています。

詳しくは相談窓口にご確認ください。

	個人・法人	組 合
有担保では	2億円まで	4億円まで
無担保では	8,000万円まで	8,000万円まで
合 計	2億8,000万円まで	4億8,000万円まで

資金使途

事業経営に必要な運転資金または設備資金が対象です。したがって、生活資金・住宅資金・投機資金などは対象外です。

なお設備資金については、導入完了後に領収書などの設備確認書類を提出していただく必要があります。

連帯保証人について

下記の特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。

- ①次のア、イ、ウから積極的に連帯保証の申し出がある場合
- ア 事業主又は経営者の配偶者(当該事業に従事する配偶者に限る)
 - イ 事業承継予定者(経営者が高齢のため健康状態に不安があるような場合)
 - ウ 実質的な経営権を持っている者
- ②財務内容などその他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出がある場合

なお、上記にかかわらず財務要件型無保証人保証などは、代表者の連帯保証を要しません。

⚠ 次のかたは、協会の保証をご利用いただけません。

●反社会的勢力 注

- 暴力団関係者等の反社会的勢力。(反社会的勢力との共生関係が認められる場合も含まれます。)

●申込人に関すること

- 金融あっせん屋などの第三者が介入・介在した保証申込をされたかた。
- 学校法人、宗教法人、有限責任事業組合(LLP)など。
- 休眠会社、休眠組合。
- 原則として会社更生、民事再生等法的整理手続中(申立中を含みます。)のかた。(ただし、事業再生保証の対象となるかたを除きます。)

●業種に関すること

- 農林漁業、性風俗関連特殊営業、貸金業、政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態等。
- 許認可などを要する事業を営むかたで、その許認可を受けていないかた。

●お取引に関すること 注

- 銀行取引停止処分中のかた。(原則として手形の第1回不渡り発生後6か月を経過していないかたを含みます。電子記録債権の第1回支払不能も同様の取り扱いとします。)
- 既存の金融機関融資について延滞などの債務不履行があるかた。
- 原則として税金を滞納されているかた。
- 原則として信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っているかた。(ただし、求償債務を消滅させる保証の対象となるかたを除きます。)
- 信用保証協会が事故報告書を受理し、事故事由が解消されていないかた。
注 連帯保証人、担保提供者、実質経営者、事業承継者、役員などの関係人を含みます。

経営者保証を不要とする取扱いについて

●「経営者保証を不要とする取扱い(3類型)」について

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、次のいずれかに該当する法人の場合、保証制度を問わず経営者保証を不要とする取扱いができる可能性があります。

1.金融機関連携型【BK連携型】

- ア 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)
- イ 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」
- ウ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している

2.財務要件型無保証人保証制度【財務型】

直近決算期において一定の財務要件を満たしている(「財務要件型無保証人保証」でのご利用となります。)

3.担保充足型【担保型】

法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

●事業者選択型経営者保証非提供制度 (以下、「横断的制度」という)について

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させ、中小企業者の事業の発展に資することを目的として、令和6年3月15日に「横断的制度」が導入されました。これは、個別の保証制度ではなく、経営者保証の機能を代替する手法として、既存の保証制度に幅広く適用されるものです。「経営者保証に関するガイドライン」における要件の一部を充足していない場合であっても、原則として次の(1)から(5)のいずれにも該当する法人(※1)の場合、保証料の上乗せという代替的手法により、経営者保証を不要とする取扱いができます。

- (1) 過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者等への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 ≥ 0 」となること。

●横断的制度の対象となる保険・制度等について

原則として、無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険を利用した保証が対象となります。

横断的制度の対象外となる保険・制度等

- (1) 無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険以外の保険にかかる保証制度
- (2) 法令により経営者保証を徴求しない保証制度
- (3) 各保証の制度要綱等に基づいて経営者保証を徴求しないものとしてとることができる保証制度

●横断的制度の保証料率について

横断的制度を適用いただく場合、当協会所定の保証料率に対し、財務要件に応じて、下表のとおり0.25%又は0.45%の保証料率が上乗せされます。

	直前決算において債務超過でない	直前決算において債務超過である
保証申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でない	所定料率+0.25%	所定料率+0.45%
保証申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字である	所定料率+0.45%	(適用対象外)
法人設立後2事業年度の決算がない場合	財務要件を問わず通常料率+0.45%	

保証期間および返済方法の設定

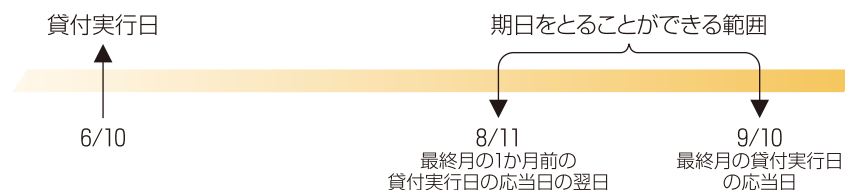
●保証期間(月数保証の場合)

信用保証書には「実行の日から〇〇か月」と表示します。

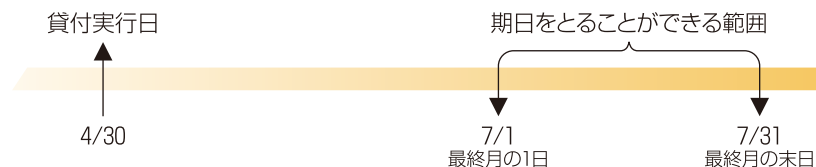
返済期日を設定することができるのは、「〇〇か月目の1か月前の貸付実行日の応当日の翌日」から「〇〇か月目の貸付実行日の応当日」までです。貸付実行の日が月末の場合、または〇〇か月の応当日がない場合は、その月の末日までとなります。

なお、当座貸越などの返済期日を指定する確定日保証の場合は、信用保証書に従った期日として下さい。

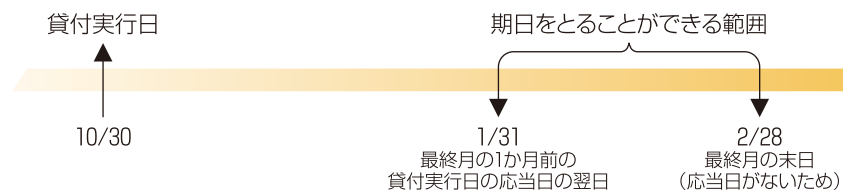
例1 保証期間3か月、貸付実行の日が6月10日の場合



例2 保証期間3か月、貸付実行の日が4月30日(月末)の場合



例3 保証期間4か月、貸付実行の日が10月30日の場合



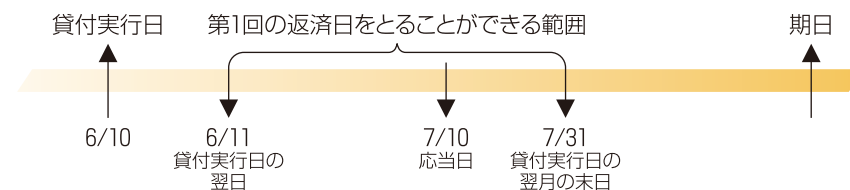
●返済方法(分割返済の第1回の返済日が設定できる範囲)

信用保証書には「〇〇か月目から〇〇か月目まで〇か月毎△△△,△△△円
初回または最終回△△△,△△△円」と表示します。

(1) 据置期間がない場合

「1か月目から～(据置期間がない)」の場合は、貸付実行日の翌日から翌月の末日までです。

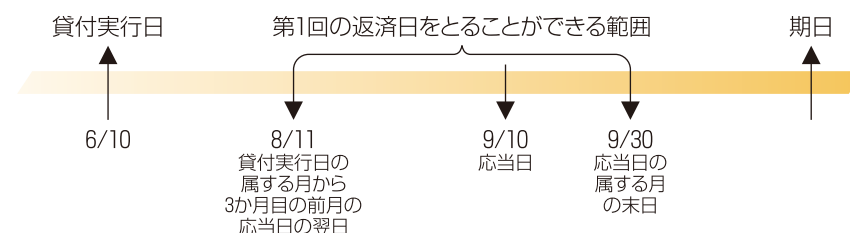
例 保証期間6か月、1か月目からの返済、貸付実行の日が6月10日の場合



(2) 据置期間がある場合

「〇〇か月目から」とは、第1回目の返済月を示しており、第1回目の返済日を設定することができる範囲は、〇〇か月目の貸付実行日の応当日の属する月の前月の応当日の翌日から応当日の属する月の末日までです。

例 保証期間10か月、3か月目からの返済、貸付実行の日が6月10日の場合



返済条件の設定についてご不明な点等ございましたら、
保証事務課または保証担当課にお問い合わせください。

責任共有制度について

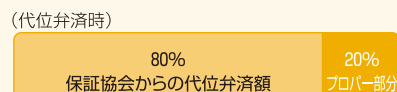
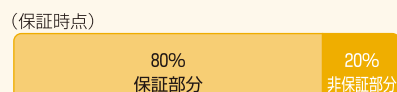
協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の支援を行うことなどを目的として、平成19年10月1日に「責任共有制度」が導入されました。責任共有制度の導入により、保証付融資について、金融機関も一定の責任を負担することとなります。

●「部分保証方式」と「負担金方式」について

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関は、そのいずれかを選択しています。

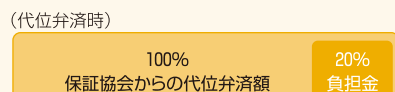
なお、「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%となります。

【部分保証方式の場合】



金融機関は80%の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残り20%については金融機関の負担となります。

【負担金方式の場合】



金融機関は全額(100%)を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払います。

※流動資産担保融資保証(ABL保証)、特定社債保証などの部分保証制度については、金融機関の責任共有にかかる選択方式にかかわらず部分保証方式が適用されます。

なお、部分保証制度による信用保証協会の負担割合は原則80%となりますが、一部の保証については負担割合が別途定められています。

●責任共有制度の対象となる保証制度について

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。
なお、責任共有制度の対象外となる主な保証制度は次のとおりです。

責任共有制度の対象外となる主な保証制度

- (1) 経営安定関連特例(セーフティネット)1号～4号、6号にかかる保証
- (2) 災害関係特例にかかる保証
- (3) 創業関連特例(再挑戦支援保証含む)にかかる保証
- (4) 特別小口保険にかかる保証(特定非営利活動法人の利用を除く)
- (5) 事業再生保険にかかる保証
- (6) 小口零細企業保証
- (7) 求償権消滅保証(ただし、流動資産担保融資保証(ABL保証)など、部分保証を要件とした保険を利用した場合を除く。)
- (8) 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- (9) 東日本大震災復興緊急保証
- (10) 危機関連特例にかかる保証

●信用保証料について

金融機関の取扱いが部分保証方式、負担金方式のいずれの方式であっても、貸付金額に対する信用保証料率となるため、ご負担していただく信用保証料は同じです。

なお、信用保証料率は、責任共有制度の対象となる保証にかかる「責任共有保証料率」と、責任共有制度の対象外となる保証にかかる「保証料率」とを区分けして表示しております。

信用保証料について

●信用保証料率の体系

ご負担いただく信用保証料は、中小企業の皆様の決算内容情報を、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の評価によって料率区分を①から⑨の間で決定(リスク考慮型信用保証料率)し、定性要因(注1)を加味して信用保証料を算定します。

なお、経営安定関連保証や流動資産担保融資保証(ABL保証)などのように、リスク考慮型信用保証料率によらない保証もあります。詳しくは相談窓口にご確認ください。

1『リスク考慮型信用保証料率』

「責任共有保証料率」

(単位:年率%)

主な保証制度		料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	区分無
協会制度	一般保証(基準料率)		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	中小企業特定社債保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	予約保証		—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	—
	特殊保証※1		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.98
	無担保長期大口特別保証(みらい)		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	1.05
	創業者カードローン当座貸越根保証		1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	0.88
	事業承継特別保証(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—
	経営承継借換関連保証(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり)		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 ※2		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	経営力強化保証		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15
	協調支援型特別保証(要件(1)申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。に該当する場合)		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	国の補助により、ご負担いただく信用保証料は下段の率相当額となります ※4		0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	0.58
	協調支援型特別保証(要件(2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。に該当する場合)		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15
	国の補助により、ご負担いただく信用保証料は下段の率相当額となります ※4		1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.87
県制度	経済変動対策資金		0.90	0.80	0.70	0.60	0.50	0.50	0.50	0.50	0.35	0.50
	経営安定資金・季節資金・返済ゆとり資金・中小企業再生支援資金		1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.90	0.80	0.60	0.45	0.90
	元気企業育成資金の各資金※3・関連倒産防止資金		1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.60	0.60	0.60	0.45	0.60
	創業支援資金		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	事業承継支援資金(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり)		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	—
	経営者保証非提供資金 ※2		1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.90	0.80	0.60	0.45	0.90
市町村制度	市町村小口融資保証(市町村小口S)・高山市中小企業経営安定資金融資保証・高山市創業支援資金融資保証・郡上市チャレンジ支援資金融資保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	1.15

※1 事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、根保証(割引)、小規模事業者カードローン当座貸越根保証

※2 財務要件により基準料率に0.25%もしくは0.45%の上乗せとなります。ただし、国より0.10%の補助あり。(条件変更保証料は補助対象外)

※3 創業支援資金、事業承継支援資金(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり)を除く。

※4 条件変更保証料は補助対象外

「保証料率」

(単位:年率%)

主な保証制度		料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	区分無
協会制度	一般保証(基準料率)・小口零細企業保証(全国小口)		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35
	商工団体提携保証(提携型全国小口)		2.00	1.80	1.60	1.40	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35
	予約保証(小口零細企業保証制度)		—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	—
	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証※1		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35
県制度	小規模企業資金(県小口乙)		1.10	1.00	0.90	0.80	0.70	0.70	0.70	0.70	0.50	0.70
市町村制度	市町村小口零細企業融資保証(市町村小口乙)		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	1.35

※1 財務要件により基準料率に0.25%もしくは0.45%の上乗せとなります。ただし、国より0.10%の補助あり。(条件変更保証料は補助対象外)

(その他)

次のいずれかに該当するか? 注2	区分無
①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていないかたであって貸借対照表および損益計算書がないかた。	
②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がないかた。	
③同一の事業を営む複数のかたであって金融機関からの借入れ(当該保険関係にかかるものに限る。)にかかる連帯債務を負担するかた。	相談窓口にご確認ください。
その他特殊な保険(新事業開拓保険など)にかかる保証 注2	

2『リスク考慮型信用保証料率によらない主な保証』

「責任共有保証料率」

(単位:年率%)

経営安定関連特例(セーフティネット)5号にかかる保証		0.68
協会制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	0.68 ^{※1}
	経営力強化保証	0.68
県制度	経済変動対策資金	0.50
	経営安定資金、関連倒産防止資金、元気企業育成資金の各資金	0.60
	返済ゆったり資金、中小企業再生支援資金	0.40
	経営者保証非提供資金	0.68 ^{※1}
経営安定関連特例(セーフティネット)7、8号にかかる保証		0.68
県制度	経済変動対策資金	0.50
	経営安定資金、関連倒産防止資金、元気企業育成資金の各資金	0.60
	返済ゆったり資金、中小企業再生支援資金	0.68
流動資産担保融資保証(ABL保証)		0.68
県制度	売掛債権担保活用資金	0.68
特定経営承継準備関連特例		1.15
県制度	事業承継支援資金	0.60
事業承継サポート保証		1.15

※1 財務要件により基準料率に0.25%もしくは0.45%の上乗せとなります。ただし、国より0.10%の補助あり。(条件変更保証料は補助対象外)

「保証料率」

(単位:年率%)

特別小口保険にかかる保証(県小口Z、全国小口、市町村小口Z等)		0.65
提携型全国小口		0.50
経営安定関連特例(セーフティネット)1～4、6号にかかる保証		0.90
協会制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	0.90 ^{※1}
	経済変動対策資金	0.60
県制度	経営安定資金、関連倒産防止資金、元気企業育成資金の各資金	0.70
	返済ゆったり資金、中小企業再生支援資金	0.90
	経営者保証非提供資金	0.90 ^{※1}
	創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)	0.80
県制度	創業支援資金(創業関連特例にかかる保証)	0.00
危機関連特例		0.80
県制度	危機関連対応資金	0.60

※1 財務要件により基準料率に0.25%もしくは0.45%の上乗せとなります。ただし、国より0.10%の補助あり。(条件変更保証料は補助対象外)

注1 信用保証料率の割引について

- (1)一部の保証制度を除き、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた会社(※)は表記料率から0.1%割引します。
(※)個人事業主、組合、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等は対象になりません。
- (2)一部の保証制度を除き、有担保保証については表記料率から0.1%割引します。
- (3)税理士連携短期継続特別保証、税理士連携中小企業支援特別保証において、「税理士等が認定経営革新等支援機関」または「申告書の作成に関する計算事項等記載書面(税理士法第33条の2第1項)の添付」の場合、表記基準料率から0.1%割引します。
- (4)東海税理士会連携短期継続特別保証において、「税理士等が認定経営革新等支援機関」の場合、表記基準料率から0.1%割引します。

注2 経営者保証を不要とする取扱いについて

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)に基づく保証人を徴求しない保証をした場合、条件により表記基準料率に0.25%もしくは0.45%の上乗せとなります。

注3 責任共有制度の区分けは、利用する保険・制度などによります。

県制度とは岐阜県中小企業資金融資制度のことです。なお、県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担しています。

●信用保証料の計算方法について

信用保証料の計算方法は次のとおりです。なお、円未満は切捨てます。

信用保証料シミュレーション
信用保証料を試算することができますので是非お試しください。



1.期日一括返済の場合

信用保証料＝貸付金額（貸付極度額）×信用保証料率×保証期間÷12か月

2.分割返済の場合

●据置期間、据置金額がないとき

信用保証料＝貸付金額×信用保証料率×保証期間×分割返済回数別係数÷12か月

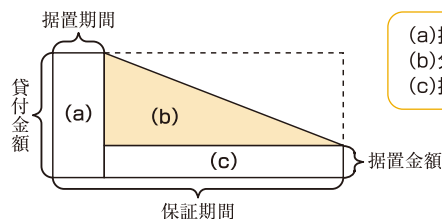
●据置期間、据置金額があるとき

信用保証料＝(a)据置期間部分＋(b)分割返済部分＋(c)据置金額部分

(a)据置期間部分：貸付金額×信用保証料率×据置期間÷12か月

(b)分割返済部分：(貸付金額－据置金額)×信用保証料率×分割返済回数別係数
×(保証期間－据置期間)÷12か月

(c)据置金額部分：据置金額×信用保証料率×(保証期間－据置期間)÷12か月



① 保証期間とは、信用保証書に記載された保証期間(月数)のことをいいます。

※最終返済期日を定めている保証の場合(確定日保証:当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小規模事業者カードローン根保証、流動資産担保融資保証、中小企業特定社債保証等)の保証期間は貸付予定日の翌日から最終返済期日までの日数とします。

② 据置期間とは、月数保証の場合は第1回返済月までの月数から分割返済間隔(月)を差し引いた月数をいいます。確定日保証の場合は、貸付予定日の翌日から第1回返済日を分割返済間隔に応じて遡及した月の応当日までの日数のことをいいます。

※分割返済間隔(月)とは、第1回返済月から第2回返済月までの期間(月数)をいいます。

③ 据置金額とは、最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の2倍を超える場合における最終回の返済額と最終回直前の返済額との差額をいいます。

④ 分割返済回数別係数

※均等分割返済とは、毎回の返済額が同額(最終回または初回の返済額が毎回の返済額と異なる場合を含みます。)であって、各回の返済期日が等間隔である返済方法をいいます。

※不均等分割返済とは、毎回の返済額が同額でない返済方法または各回の返済期日が等間隔でない返済方法をいいます。

返済方法および分割返済回数に応じて、次の分割返済回数別係数が適用されます。

回数別区分	均等分割返済の場合	不均等分割返済の場合
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

●信用保証料のお支払いについて

保証期間が2年を超える場合は、信用保証料を分割してお支払いいただくことができます。各年度のお支払いの割合は下表のとおりとなっております。

保証期間(回数)	各年度のお支払割合(%)									
	初	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2年超4年以下(2)	75	25								
4年超6年以下(3)	60	30	10							
6年超8年以下(4)	45	35	15	5						
8年超10年以下(5)	35	30	20	10	5					
10年超12年以下(6)	30	20	20	15	10	5				
12年超14年以下(7)	25	20	20	15	10	5	5			
14年超16年以下(8)	20	20	15	15	10	10	5	5		
16年超18年以下(9)	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超(10)	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

※ 保証期間が2年の事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証をご利用の場合、1年ごとの信用保証料のお支払いができます。

※ 中小企業特定社債保証をご利用の場合は、一括でのお支払いになります。

※ 分割納付を希望される場合は、「信用保証料分割支払承認依頼書」の提出が必要です。

⚠ 信用保証料以外の費用はありません。

信用保証協会をご利用いただく際に必要となるのは「信用保証料のみ」です。信用保証料以外に相談料や用紙代などを名目とした費用をお支払いいただくことは一切ありません。

「信用保証協会へ保証の申し込みをしてやる。」「便宜をはかってやる。」といって、不正に手数料などを要求する金融あっせん業者にはご注意ください。

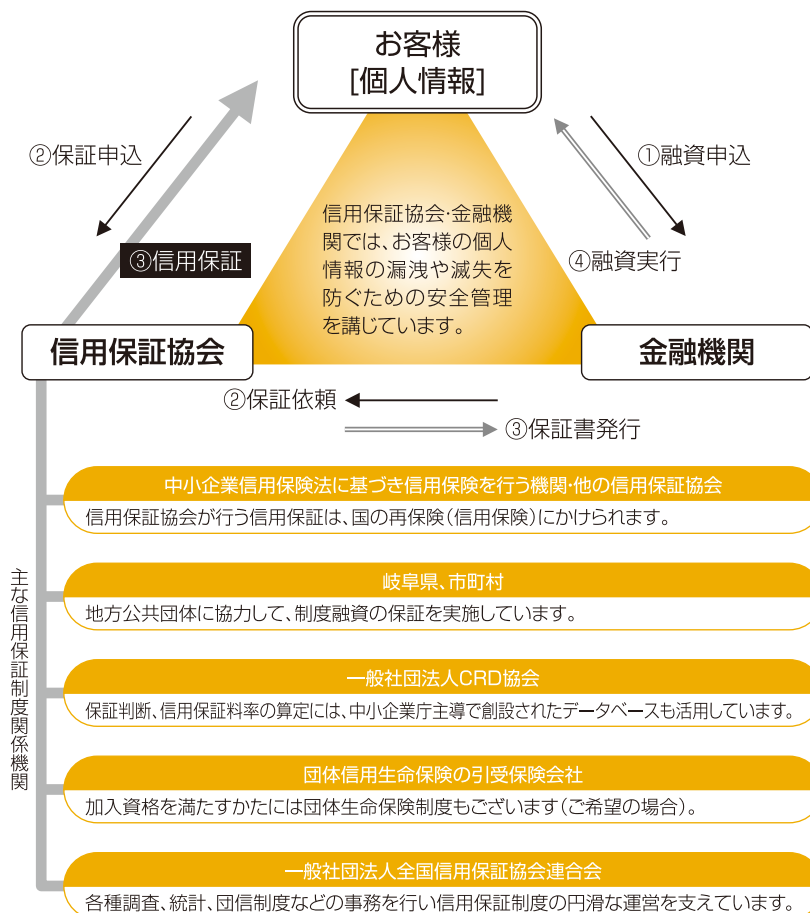
金融あっせん屋などの第三者が介入する保証申込は、一切お断りいたします。

信用保証料に関してご不明な点等ございましたら、保証事務課または保証担当課にお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関するご説明

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様のご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、次の関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはございません。



●平成17年4月から、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資のご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関してあらかじめお客様のご同意をいただくことになりました。

『個人情報の保護に関する法律』とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を取扱う事業者の義務などを定めた法律で、平成17年4月1日から全面施行されました。

この法律でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別することができるものをさします。

当協会では、同法を遵守し、利用目的をホームページなどによって公表したうえで、個人情報を適正に取得し、また利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはございません。

取得後は情報の漏洩や減失を防ぐために安全管理措置を講じ、ご本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

【主な信用保証制度関係機関】

中小企業信用保険法に基づき信用保険を行う機関・他の信用保証協会

信用保証協会が行う信用保証の一定割合（70%～90%）は、中小企業信用保険法に基づき国の再保険「信用保険」にかけられます。

平成20年10月からは、信用保険の引受けを株式会社日本政策金融公庫が行っています。

岐阜県、市町村

当協会は、岐阜県や市町村が実施する公的な制度融資の信用保証を行っています。

お客様の個人情報は、地方公共団体からのお客様への利子補給や保証料補助および制度融資の円滑な運営のため必要とされます。

一般社団法人CRD協会

国の資金を基にして全国の信用保証協会、政府系および民間金融機関が中心となり、わが国では最大規模の中小企業の経営関連データを集積し、情報分析・処理サービス等を行う機関です。当協会では、お客様の財務データを登録し、得られた結果を信用保証料の算出等に活用しています。

なお、お客様の個人名や会社名を登録することはありません。

団体信用生命保険の引受保険会社

信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）のご利用を希望される場合は、信用保証協会、全国信用保証協会連合会を通じて生命保険会社に手続きを行います。

（20ページをご覧ください。）

一般社団法人全国信用保証協会連合会

全国の信用保証協会を会員とした組織で、中小企業金融や信用保証業務改善のための調査・研究、保証協会団信制度の事務等を行っています。

保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)

●制度の内容

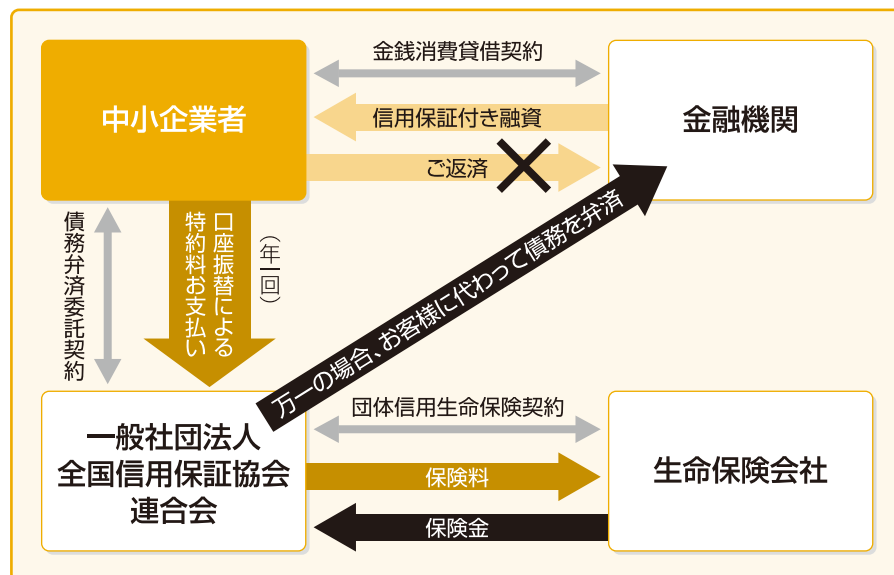
保証協会団信とは信用保証付き融資を受けられた中小企業のかたが、その借入を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥ったときに、保険会社から支払われる保険金で債務を返済し、事業の維持安定と残されたご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

なお、保証協会団信の可否が保証審査に影響を与えることはありません。

●ご加入いただけるかた(以下の1・2のいずれにも該当するかた)

- 信用保証協会の保証付融資(金額100万円以上1億円以下で、期間1年以上の証書貸付の均等分割返済)を受ける中小企業のかた。
- 次のいずれかに該当するかたで、加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満のかた。
 - 個人事業主ご本人
 - 法人・組合等の代表者であって、保証付融資の連帯保証人のかた。

●保証協会団信の仕組み



●お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 03-6823-1203(団信担当)
0120-966-023(フリーコール)
日本生命保険相互会社 0120-563-928(法人サービスセンター)

※保証協会団信の申込手続きについては、各金融機関の窓口でご相談ください。

保証制度 一覧

令和7年4月1日現在

協会制度一覧表	22
県制度一覧表(一般資金)	48
県制度一覧表(元気企業育成資金)	50
県制度一覧表(特別経済対策資金)	56
県制度一覧表(災害対策資金)	58
市町村制度一覧表	60
許認可等を要する業種一覧表	62
申込み・相談窓口	68

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
承継特別 事業承継特別保証	事業承継(代表者交代等)の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とし、また専門家(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター)から事業の承継に係る計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた中小企業者については信用保証料率を引き下げ、もって中小企業者の事業承継の促進を支援する保証です。 次の(1)又は(2)に該当し、(3)に該当するかたが対象となります。 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	会社・医法・NPO 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置期間は1年)		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	要しない	必要に応じ	—
経営承継借換 経営承継借換関連保証	事業承継を予定する具体的な計画を有し、資産超過である等の財務要件を満たすことについて認定を取得した中小企業者(会社)に対して、代表者の保証が提供されている借入の借り換えに際し保証を解除することで、事業承継時における障壁を取り除き、事業活動の継続に資することを目的とした保証です。また、専門家(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター)による確認を受けた場合には、信用保証料率が割引されます。 次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者が対象です。 (1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による認定を受けていること ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと ア、資産超過であること イ、EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3)信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと	会社注3 2億8,000万円	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置期間は1年)	経営承継 借換関連	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	要しない	必要に応じ	県
					特別 小口 保険	—			
税理士連携 税理士割引 注4 税理士連携短期継続特別保証 (名古屋税理士会)	名古屋税理士会及び東海税理士会と当協会が連携し、擬似資本的な資金を供給するとともに、経営状況の把握に努め継続的な経営支援に取り組む保証です。 (1)～(4)の全てに該当する法人が対象です。 (1)取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。 (2)税理士が月次管理する中小企業者であって、税理士の「推薦書」(所定様式)があること。 (3)直近決算において、次の何れかに該当していること。 ア 債務超過でないこと。 イ 経常利益を計上していること。 (4)既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと。	会社・医法・NPO・組合 5,000万円	3か月以上 1年以内	※終期は確定決算の申告期限から原則3か月以内とし、以後1年毎最大4回まで借換(継続)が可能です。	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	原則無担保	—
東海会連携 東海会割引 注4 東海税理士会連携短期継続特別保証									

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
注2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債－現預金)÷(営業利益+減価償却費)
注3 会社については、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

注4 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。
注5 東海税理士会連携短期継続特別保証は「税理士が認定経営革新等支援機関」の場合0.1%割引されます。

協会制度一覧表

●貸付利率は取扱金融機関の定める利率によります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
SDGs協調 SDGs協調保証	金融機関と保証協会が協調して資金繰り支援を行いSDGsを推進する保証です。 要件 岐阜県内で3年以上継続して同一事業を営み、2期以上の確定申告を行っており、次のいずれかの要件を満たし、かつ(6)に該当するかた。 (1)「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク設置要綱第5条に該当するとして登録しているかた (2)岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条各号に該当するとして登録しているかた (3)岐阜県温室効果ガス排出削減計画に係る計画書について、評価項目のいずれかがAの事業を行うかた(評価後3年以内に限る) (4)岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ」に登録しているかた (5)取扱金融機関が、独自の基準によりSDGsに積極的に取組む事業者として認定したかた (6)本件と協調し、申込金融機関が本件融資と金額、融資期間、据置期間、返済方法及び保全の主要融資条件が本件と同一のプロパー融資を行うこと	個人・会社・医法・NPO・組合 「保証料率区分5～9」 1億6,000万円 「保証料率区分1～4」 8,000万円	運転・設備 15年 (据置期間は1年)		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	—
協調特別 協調支援型特別保証 									

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 記載の信用保証料率が適用されるのは、令和8年3月31日までに保証申込受付がされたものです。条件変更に伴い追加して生じる信用保証料、事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ分の信用保証料については、国の補助の対象外です。

注3 国の補助により、ご負担いただく信用保証料は0.30%相当額となります(条件変更保証料は補助対象外)。

注4 特別小口保険にかかる保証は連帯保証人を要しません。

協会制度一覧表

●貸付利率は取扱金融機関の定める利率によります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
借換保証 借換保証 注4	中小企業の保証付の既往借入金の借換えおよび当該借換えに伴う新たな事業資金に対する保証を促進することにより、中小企業の月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化等を推進することを目的とする保証です。 ※掲載内容は取扱い方法の一部となります。取扱い方法等の詳細につきましては、保証担当課にお問い合わせください。	個人・会社・医法・NPO 2億8,000万円 (破綻金融機関関係は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円 ただし、「経営安定関連特例」にかかる他の保証と合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	経営安定関連	1～4号、6号 5, 7, 8号	年0.90% 年0.68%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3 注4	必要に応じ 注4	市町村
	特別小口保険 (「経営安定関連特例」にかかる保証)	—	年0.65% 注2						
リスク改善借換 条件変更改善型借換保証	経営者に事業改善意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者に対し、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換え、更にニューマネーを追加することを推進する保証です。	個人・会社・医法・NPO 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転・設備 15年 (据置期間は1年。 ただし、新規の融資分を含む場合は2年。)			年0.35%～ 年1.80% 年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注4	必要に応じ 注4	—
普通 普通保証	中小企業者の一般的な事業資金についての保証です。	個人・会社・医法・NPO 2億円 組合 4億円	運転 7年 設備 10年			年0.35%～ 年1.80% 年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	—
無担保 無担保保証	担保を要しない一般的な事業資金についての保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 8,000万円	運転 7年 設備 10年			— 年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	—
全国小口 小口零細企業保証 	「小口零細企業保証制度」に基づく小規模企業の事業資金についての保証です。 要件(1)従業員20人以下の個人、会社、企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人もしくは事業協同小組合。ただし、個人、会社の場合で商業・サービス業を主とするかたは5人以下、政令特例業種は20人以下。 (2)既保証付融資残高を含めて2,000万円以内のかた。	小規模企業 貸付限度額 2,000万円	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	特別小口保険 (「経営安定関連特例」にかかる保証も含む)	—	年0.65%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3 注5	原則無担保	注6
				無担保保険	—	年0.50%～ 年2.20%			—
				経営安定関連	年0.90%				市町村
提携型全国小口 商工団体提携保証 	商工会議所・商工会の会員である小規模企業の事業資金についての保証です。 要件(1)従業員20人以下の個人、会社、企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人もしくは事業協同小組合。ただし、個人、会社の場合で商業・サービス業を主とするかたは5人以下、政令特例業種は20人以下。 (2)既保証付融資残高を含めて2,000万円以内のかた。 (3)商工団体の会員であり、かつ商工団体の継続的な経営支援を受けているかた。	小規模企業 貸付限度額 2,000万円	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	特別小口保険	—	年0.50% 年0.50%～ 年2.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3 注5	要しない	—

商 商工会議所・商工会で申込が可能な保証制度です。(提携型全国小口は商工会議所・商工会申込専用制度です。)

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
注2 特定非営利活動法人(NPO)が経営安定関連特例5, 7, 8号を利用する場合、責任共有保証料率0.55%となります。
注3 特別小口保険にかかる保証は連帯保証人を要しません。
注4 原則として同額以内の借換えの場合は、既往借入金の保証条件に比べて不利とならないものとします。
注5 納税要件が満たされている場合は原則として連帯保証人は要しません。
注6 経営安定関連特例を利用の場合は、市町村長の認定が必要です。

協会制度一覧表

●貸付利率は取扱金融機関の定める利率によります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
夏季 夏季資金特別融資保証	夏季に必要とする運転資金についての保証です。 申込期間は4月20日から7月31日まで(ただし融資 実行は5月1日から)	個人・会社・医法・NPO 1,000万円 組合 3,000万円	運転 6か月		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要)	必要に応じ	－
年末 年末資金特別融資保証	年末に必要とする運転資金についての保証です。 申込期間は10月20日から1月31日まで(ただし融資 実行は11月1日から)								
当貸有担保1年・2年 当貸無担保1年・2年 当座貸越(貸付専用型)根保証	貸越極度額、保証期間を定めその範囲内において 反復継続して行われる貸付についての保証です。 要件 次のすべての要件を満たすかた。 (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っ ていること。 (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (3)財務内容等が当協会の定めた基準以上であること。	個人・会社・医法・NPO・ 企業組合・協業組合 100万円以上 2億8,000万円以内	運転・設備 1年または2年		年0.29%～ 年1.52%	年0.39%～ 年1.62%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要)	要する (ただし5,000万円) (以内は要しない)	－
カード1年・2年 事業者カードローン 当座貸越根保証	当座貸越の縮小版で、カード等による貸付(返済) を可能にした保証です。 要件 次のすべての要件を満たすかた。 (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っ ていること。 (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (3)財務内容等が当協会の定めた基準以上であること。	個人・会社・医法・NPO・ 企業組合・協業組合 100万円以上 2,000万円以内	運転・設備 1年または2年		－	年0.39%～ 年1.62%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要)	要しない	－
カードS1年・2年 小規模事業者 カードローン当座貸越根保証	簡便な資格要件の小規模事業者向けカードローンです。 要件 次のすべての要件を満たすかた。 個人事業者の場合 (1)同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の確定申告を行っている。 (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3)確定申告が青色申告である。 (4)次のいずれかに該当するかた。 ①最近2年間の決算で申告所得を計上している。 ②最近2年間の決算のいずれかで申告所得を計上し、次期元入金がプラスである。 法人の場合 (1)同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。 (2)申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3)次のいずれかに該当するかた。 ①最近2年間の決算で経常利益を計上している。 ②最近2年間の決算のいずれかで経常利益を計上し、債務超過でない。	個人・会社・医法・NPO・ 企業組合・協業組合 100万円以上、500万円以内 ただし、他協会も含め た保証付融資残高と の合計が2,000万円の 範囲となること	運転・設備 1年または2年		－	年0.39%～ 年1.62%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要)	要しない	－

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
手形貸付根保証 割引根保証 根保証(手形貸付) 根保証(割引)	極度額、期間を定めその範囲内において反復継続して行われる貸付あるいは割引についての保証です。ただし、取扱金融機関または当協会と1年以上(手形貸付の場合は3年以上)継続して取引があることを要します。	個人・会社・医法・NPO 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 1年		手形貸付		個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	—
					年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%			
					割引				
					年0.29%～ 年1.52%	年0.39%～ 年1.62%			
長期経営 長期経営資金保証	堅実な経営を営み長期的展望を持つ中小企業の長期経営資金の確保についての保証です。 要件 金融機関との取引振りが良好で、償還能力があると認められ、次のいずれかに該当するかた。 (1)業歴3年以上、申込金融機関との与信取引1年以上、最近2年間経常利益を計上し、債務超過でない。 (2)業歴5年以上、申込金融機関との与信取引1年以上、最近2年間のいずれかで経常利益を計上し、繰越欠損がない。 (3)前各号に準ずるもので債務超過でなく今期経常利益を計上見込み。	個人・会社 2,000万円以上 2億円以内 (100万円単位)	運転 3年以上15年以内 設備 3年以上20年以内		年0.35%～ 年1.80%	—	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要する	—
創業者カードローン 創業者カードローン 当座貸越根保証 商	創業から日が浅い中小企業者に対して、商工団体と連携して必要な事業資金を反復継続的に供給することを目的とした保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 100万円以上 300万円まで	運転・設備 1年		—	年0.29%～ 年1.52%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	—
羽ばたき35 羽ばたき55 創業者フォローアップ 強化保証「羽ばたき」 商	創業から日が浅く安定成長期に入る前の中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展のための保証です。 創業関連保証の取扱いが可能であり、次のいずれかに該当するかたが対象です。 (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過し、かつ5年を経過していないかた。 (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過し、かつ5年を経過していないかた。 (3)事業を営んでいない個人が事業を開始した後、事業の譲渡により事業の全部または一部を新たに設立した会社(中小企業者に限る。)に承継させる場合であって、当該会社の設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ5年を経過していないかた。	500万円 (既存の保証付融資残高を含む)	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	創業関連 (再挑戦支援保証を含む)	—	年0.35%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	—
		2,000万円 (既存の保証付融資残高を含む)			—	年0.55%			

商 商工会議所・商工会で申込が可能な保証制度です。

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

協会制度一覧表

●貸付利率は取扱金融機関の定める利率によります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等の窓口
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)					
				保険	有担保	無担保			
経営力向上無担 経営力向上普通 経営力向上関連保証	「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施のために必要な資金についての保証です。	個人・会社・医法 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ただし、「経営力向上関連特例」にかかる他の保証と合わせて上記以内	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)			年0.68%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3 注5	必要に応じ	主務大臣
		特別小口保険		—	年0.65%				
		新事業開拓保険		年1.05%	年1.15%				
				特別信用 注2	—	年0.68%			
		「海外投資関係保険にかかる保証」 個人・会社・医法 3億円 組合 6億円 ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内		海外投資関係保険	年1.05%	年1.15%			
経営革新無担 経営革新普通 経営革新関連保証	「中小企業等経営強化法」に基づき承認を受けた経営革新計画を実施するために必要な資金についての保証です。	個人・会社・医法 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ただし、「経営革新関連特例」にかかる他の保証と合わせて上記以内	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)			年0.68%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3	必要に応じ	県
		特別小口保険		—	年0.65%				
		新事業開拓保険		年1.05%	年1.15%				
				特別信用 注2	—	年0.68%			
		「海外投資関係保険にかかる保証」 個人・会社・医法 3億円 組合 6億円 ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内		海外投資関係保険	年1.05%	年1.15%			
経営安定関連 経営安定関連特別保証	取引先の倒産などにより、経営の安定に著しい支障を生じた中小企業の事業資金についての保証です。 ただし、市町村長の認定が必要です。	個人・会社・医法・NPO 2億8,000万円 (破綻金融機関関係は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円 ただし、「経営安定関連特例」にかかる他の保証と合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	経営安定関連	1～4号、6号	年0.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注3	必要に応じ	市町村
					5,7,8号	年0.68%			
					特別小口保険 (「経営安定関連特例」にかかる保証)	—			

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
 注2 新事業開拓保険にかかる無担保保証で、新事業開拓保険にかかる他の無担保保証と合わせて5,000万円を超えないもの。
 注3 特別小口保険にかかる保証は連帯保証人を要しません。
 注4 特定非営利活動法人(NPO)が経営安定関連特例5,7,8号を利用する場合、責任共有保証料率0.55%となります。
 注5 一定の要件を満たした場合に、連帯保証人を徴求しない類型があります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口																								
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)																													
				保険	有担保	無担保																											
協調α保証 注4 金融機関協調型 提携融資保証	金融機関と保証協会が協調して資金繰り支援を行う保証です。 要件 次のすべての要件を満たすかた。 (1)岐阜県内で3年以上継続して同一事業を営み、2期以上の確定申告を行っていること。 (2)本件と協調し、申込金融機関が本件融資金額の60%以上のプロパー融資を行うこと。 (3)申込金融機関との融資取引が6か月以上あること。	会社・医法・NPO・組合 「保証料率区分5～9」 1億6,000万円 「保証料率区分1～4」 8,000万円かつ保証利用残高2億円以内 ただし、特定社債保証を除いた他の信用保証協会合算の保証利用残高が3億円以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)		—	年0.45%～ 年1.90%	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	—																								
みらい 無担保長期大口特別保証	次のすべての要件に該当する会社又は医療法人に無担保長期大口の資金を供給することで支援する保証です。 (1)確定した決算書が2期分あり、直近決算が12か月あること (2)取扱金融機関のプロパー融資残高があること (3)直近決算において以下の基準ア～ウのいずれかに該当すること ※純資産の額が5千万円以上あり、(ア)又は(イ)のいずれか1項目及び(ウ)又は(エ)のいずれか1項目に該当すること <table><tr><td></td><td>基準ア</td><td>基準イ</td><td>基準ウ</td></tr><tr><td>純資産額</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>(ア)自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>(イ)純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>(ウ)使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>(エ)インデット・カレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>		基準ア	基準イ	基準ウ	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	(ア)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(イ)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	(ウ)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(エ)インデット・カレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	会社・医法 2億円	運転・設備 10年 10年一括返済も可能です。		—	年0.35%～ 年1.80%	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	—
	基準ア	基準イ	基準ウ																														
純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																														
(ア)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																														
(イ)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																														
(ウ)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																														
(エ)インデット・カレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																														
経営承継 経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた経営の承継に伴い事業活動の継続に障害が生じている個人又は会社が必要な資金についての保証です。	個人・会社 注3 2億8,000万円	運転 10年 設備 15年 (据置期間は1年)	<table><tr><td></td><td>年0.35%～ 年1.80%</td><td>年0.45%～ 年1.90%</td></tr><tr><td>特別小口保険</td><td>—</td><td>年0.65%</td></tr></table>		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	特別小口保険	—	年0.65%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要) 注2	必要に応じ	県																				
	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%																															
特別小口保険	—	年0.65%																															
特定承継 特定経営承継関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた経営の承継に伴い事業活動の継続に障害が生じている中小企業者の代表者が必要な資金についての保証です。	会社代表者 注3 2億8,000万円	運転 10年 設備 15年 (据置期間は1年)	<table><tr><td></td><td>年0.35%～ 年1.80%</td><td>年0.45%～ 年1.90%</td></tr><tr><td>特別小口保険</td><td>—</td><td>年0.65%</td></tr></table>		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	特別小口保険	—	年0.65%	原則認定 中小企業者ののみ 注2	必要に応じ	県																				
	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%																															
特別小口保険	—	年0.65%																															
経営承継準備 経営承継準備関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた会社又は個人が他の中小企業者の経営の承継をするために必要な資金についての保証です。	個人・会社 注3 2億8,000万円	運転 10年 設備 15年 (据置期間は1年)	<table><tr><td></td><td>年0.35%～ 年1.80%</td><td>年0.45%～ 年1.90%</td></tr><tr><td>特別小口保険</td><td>—</td><td>年0.65%</td></tr></table>		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	特別小口保険	—	年0.65%	原則、会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限る) 注2 注5	必要に応じ	県																				
	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%																															
特別小口保険	—	年0.65%																															
特定承継準備 特定経営承継準備関連保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人が他の中小企業者の経営の承継をするために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転 10年 設備 15年 (据置期間は1年)	<table><tr><td></td><td>年1.05%</td><td>年1.15%</td></tr></table>		年1.05%	年1.15%	原則、他の中小企業者が会社である場合の当該会社	必要に応じ	県																							
	年1.05%	年1.15%																															

注1 「医法」は医療を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 特別小口保険にかかる保証は連帯保証人を要しません。

注3 会社については、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

注4 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。

注5 一定の要件を満たした場合に、連帯保証人を徴求しない類型があります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口																				
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)																									
				保険	有担保	無担保																							
特定社債 中小企業特定社債保証	中小企業の発行する社債(私募債)を中小企業信用保証 法施行令第1条の5に定められた金融機関が引き受 けるものについての保証です。純資産額5千万円以上 で次の(1)または(2)のいずれか、および(3)または(4) のいずれかに該当するかた。 <table><tr><td>純資産額</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>(1)自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>(2)純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>(3)使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>(4)インテレストカレッジレシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)インテレストカレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	会社 社債総額の80%を保証 金額とし、4億5,000万円 (社債発行限度額 5億6,000万円) ただし、普通保険・無担保 保険にかかる保証(それ ぞれの経営安定関連保 証及び危機関連保証を除 く)と合わせて 5億円 なお、1回の社債最低発 行額は 3,000万円	2年以上7年以内		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	要しない	原則として2億 円を超える場 合は要する (協会設定に限 る)	—
純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																										
(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																										
(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																										
(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																										
(4)インテレストカレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																										
財務型無保証人 財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証 です。 次の(1)または(2)のいずれかおよび(3)または(4)の いずれかに該当するかた。 <table><tr><td>純資産額</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td></tr><tr><td>(1)自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td></tr><tr><td>(2)純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>(3)使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td></tr><tr><td>(4)インテレストカレッジレシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)インテレストカレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	会社・医法・NPO 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済の場合 運転・設備 2年 分割返済の場合 運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)		年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	要しない	必要に応じ	—
純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上																										
(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																										
(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																										
(3)使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																										
(4)インテレストカレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																										
ABL根保証 ABL個別保証 流動資産担保融資保証	中小企業が有する売掛債権および棚卸資産を担保とす る保証です。 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。	個人・会社・医法・NPO・組合 2億円 (貸付限度額2億5,000万円) 保証割合は貸付金額の 80%です。	ABL根保証 1年 ABL個別保証 6か月 注2、注3		年0.68%	—	要しない	申込人の有す る売掛債権ま たは棚卸資産	—																				
ゆとりA保証 有担保借換型保証	事業資金融資の借換えおよび借換えと同時に資金調達 を行い月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化 を図る保証です。 要件 次のすべての要件を満たすかた (1)今後とも取扱金融機関の支援育成する先であること。 (2)業歴が2年以上あること。 (3)中小企業が作成した償還計画等に妥当性が認められること。	個人・会社・医法・組合 2億円	運転・設備 15年 (据置期間は1年)	経営安定 関連	5、7、8号	年0.35%～ 年1.80% 年0.68%	— —	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は 原則不要)	要する	— 市町村																			

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
注2 未発生債権を引当てる場合は1年以内。
注3 ABL個別保証は売掛債権を担保とする場合のみです。

協会制度一覧表

●貸付利率は取扱金融機関の定める利率によります。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 注1	保証期間の限度	信用保証料率			連帯保証人	担 保	認定等 の窓口			
				責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)								
				保険	有担保	無担保						
国補助選択型 事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として、経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる制度(事業者選択型経営者保証非提供制度)が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す制度です。 下記の(1)～(5)の要件に該当する(注2)法人のかた (1)保証協会への保証申込日より2年間(注3)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)保証申込日の直前の決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く)がなく、かつ、代表者(代表者に準ずる者を含む)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①保証申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過(注4)でないこと ②保証申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字(注5)でないこと (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く)がなく、かつ、保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (5)信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること 申込期間は、令和6年3月15日から令和9年3月31日まで (保証協会での申込受付が必要)	会社・医法・NPO・組合 8,000万円 (セーフティネット保証 4,5号の場合は 別枠で8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置期間は1年)		—	R7.41～R8.331 年0.60%～ 年2.25% 注6 年0.65%～ 年2.55% 注6	要しない	要しない	市町村			
						経営 安定 関連				4号	—	年1.05%又は 年1.25% 注6
										5号	—	年0.83%又は 年1.03% 注6
				プロパー借換 プロパー融資借換特別保証	金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない借換えを行う制度です。 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、次のすべての要件を満たす法人のかた (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率(注7)が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと 申込期間は、令和6年3月15日から令和9年3月31日まで (保証協会での申込受付が必要)	会社・医法・NPO 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 申込金融機関における保証 限度額は、保証協会の保証を 付さない借入(プロパー借入)のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内です。				一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置期間は1年)		年0.35%～ 年1.80%

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
 注2 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。
 注3 法人の設立日から起算して保証申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間を指します。
 注4 純資産の額≧0
 注5 経常利益+減価償却≧0
 注6 記載の信用保証料率が適用されるのは、令和8年3月31日までに保証申込受付がされたものです。条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外です。
 注7 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債+現預金)÷(営業利益+原価償却費)

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
特定中小企業 再生支援関連保証	主務大臣の認定を受けた認定支援機関が行う特定支援事業の実施に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
事業再生保証	法的な再建手続きを行う中小企業者への融資に対する保証です。	2億円	運転・設備 10年
事業再生円滑化関連保証 (プレDIP)	認定支援機関の指導等を受けて事業再生を行う中小企業者への融資に対する保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円) 貸付限度額 3億5,000万円(6億円)	運転・設備 3年
下請振興 関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施するために必要な資金についての保証です。	4億8,000万円 (6億8,000万円)	運転5年 設備7年
下請中小企業取引機会 創出事業関連保証	適切な取引慣行を醸成する上で必要となる受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入を図る際に要する資金についての保証です。	5億8,000万円 (8億8,000万円)	運転5年 設備7年
特定下請連携事業 関連保証	主務大臣が認定した下請中小企業者(2以上の特定事業者)が有機的に連携し、自主的に取引先の開拓を図るための保証です。 なお、本保証には特定下請連携事業計画書が必要となります。	2億8,000万円 (4億8,000万円) 【新事業開拓保険にかかる保証】 4億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内	運転7年 設備10年
新事業開拓保証	新たな経済的環境に即応するため、新事業の開拓に要する資金の保証です。	2億円 (4億円) 【新事業開拓保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内	運転7年 設備15年
特定新技術事業 活動関連保証	指定補助金等にかかる成果を利用した事業活動に必要な資金についての保証です。	3億円(6億円) ただし、新事業開拓保険にかかる 他の保証と合わせて上記以内	運転7年 設備15年
公害防止保証	公害防止対策を積極的に推進するために必要な資金についての保証です。ただし、県知事の認定が必要です。	5,000万円 (1億円)	運転・設備 10年
エネルギー 対策保証	エネルギー等の使用の合理化に資する施設、または石油代替エネルギーを使用する施設の設置のために必要な資金についての保証です。	2億円 (4億円)	運転7年 設備10年
経営革新等 支援関連保証	中小企業の支援事業を行うかたの経営革新等支援業務の実施に必要な資金に対する保証です。なお、本保証は経営革新等支援業務に関する計画書が必要となります。	2億8,000万円	運転7年 設備10年

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
連携創業支援 関連保証	主務大臣が認定した認定連携創業支援を行うかたの認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に対する保証です。なお、認定連携創業支援事業に関する計画書が必要となります。	2億8,000万円	運転7年 設備10年
情報提供支援 関連保証	主務大臣が認定した中小企業の支援事業を行うかたの情報提供支援業務の実施に必要な資金に対する保証です。なお、情報提供業務に関する計画書が必要となります。	2億8,000万円	運転7年 設備10年
伝統的工芸品 支援関連保証	伝統的工芸品産業の振興を支援する事業を実施する公益法人の事業資金についての保証です。ただし、経済産業大臣の認定が必要です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
地域伝統芸能等 関連保証	市町村長が認定した地域伝統芸能等の活用行事に関連して実施される特定事業等に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
海外投資関係 保証	中小企業が海外直接投資の事業に要する資金についての保証です。	2億円 (4億円)	運転7年 設備15年
労働力確保 関連保証	労働力の確保および良好な雇用の機会の創出のために必要な資金についての保証です。ただし、県知事の認定が必要です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
供給確保 関連保証	認定供給確保事業の実施に必要な資金のための保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円) 【新事業開拓保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内 【海外投資関係保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内	運転7年 設備15年
流通業務総合 効率化関連保証	主務大臣が認定した総合効率化計画に従って事業を実施するために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
農林水産物・食品輸出 促進支援関連保証	主務大臣が認定した認定農林水産物・食品輸出促進団体(一般社団法人または一般財団法人)の輸出促進業務実施に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
中小小売商業 関連保証	経済産業大臣等が認定した高度化事業計画に基づく高度化事業を実施するために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
中心市街地商業等 活性化関連保証	中心市街地の活性化に関する法律に基づき主務大臣等が認定した特定計画に従って事業を実施するために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
小規模事業者 支援関連保証	経済産業大臣が認定した経営発達支援計画 または事業継続力強化支援計画に従った経営 発達支援事業または事業継続力強化支援事 業の実施に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
中心市街地商業等 活性化支援関連保証	中心市街地の活性化に関する法律に基づき 主務大臣が認定した特定計画に従って特定 会社および公益法人が事業を実施するた めに必要な資金についての保証です。	5億6,000万円 ただし、特定会社は一般保証および 中心市街地商業等活性化関連保証と 合わせて、公益法人は中心市街地商業等 活性化関連保証と合わせて上記以内	運転7年 設備15年
商店街整備等 支援関連保証	公益法人が主務大臣の認定した商店街整備 等支援計画に基づく高度化事業を実施す るために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 ただし、特定商業集積整備 関連保証と合わせて 5億6,000万円以内	運転7年 設備15年
中堅企業(破綻金融 機関等関連)特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたた めに、事業資金の円滑な調達に支障をきた している中堅事業者が必要とする事業資金 についての保証です。	有担保5億円 無担保1億円 ただし、他の保証と 合わせて上記以内	運転5年 設備7年
地域経済牽引事業 関連保証	県知事が承認した地域経済牽引事業計画を 実施するために必要な資金についての保証 です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
地域経済牽引支援 関連保証	主務大臣の承認を受けた連携支援計画に 従って行われる連携支援事業を実施する ために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
情報処理システム運用・ 管理関連保証	情報処理システムを良好な状態に維持し、企 業経営において戦略的に利用するために必 要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
特定高度情報通信技術 活用システム開発供給等 関連保証	特定高度情報通信技術活用システムの開発 供給等を行うために必要な資金についての 保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
情報処理支援 関連保証	情報処理に関する高度な知識及び経験を 有する者を認定情報処理支援機関として認 定し、情報処理能力の強化を図る中小企業 者等に対し指導、助言等、情報処理支援業 務を行うために必要な資金についての保証 です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
特定信用状関連保証	海外現地子会社の資金調達を支援するため、 国内中小企業者のスタンバイ信用状を活 用した資金調達を支援するための保証です。	2億円 (信用状発行限度額 2億5,000万円)	1年
協調創業支援 金融機関提携保証	当協会と金融機関が提携し創業者等に対し て事業資金融資を協調して支援する保証です。	5,000万円	無担保10年 有担保15年
農工商等連携 事業関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事 業活動の促進に関する法律に基づき主務大 臣の認定を受けた農工商等連携事業計画の 実施に必要な資金に対する保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転5年 設備7年
		【新事業開拓保険にかかる保証】 4億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内	
		【海外投資関係保険にかかる保証】 4億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の 保証と合わせて上記以内	
		【流動資産担保保険にかかる保証】 2億円 (貸付限度額2億5,000万円)	根保証1年 個別保証6か月
農工商等連携 支援関連保証	中小企業者と農林漁業者との連携による事 業活動の促進に関する法律に基づき主務大 臣の認定を受けた農工商等連携支援事業計 画の実施に必要な資金に対する保証です。	2億8,000万円	運転5年 設備7年
一括支払 契約保証	中小企業者の支払債務を保証し、中小企業 者および当該者に対し商品・サービス等を納 入する者の企業間信用を活用した資金繰り の円滑化を図る資金についての保証です。	10億円 ただし、保証割合は貸付 金額の70%以内です。	運転・設備 1年
予約保証	中小企業者の一時的かつ緊急的な資金需要 に迅速に応えるための保証です。	2,000万円 ただし、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 500万円	運転・設備5年 ただし、小口零細 企業保証制度を 利用する場合は 運転7年 設備10年
商店街活性化事業 関連保証	主務大臣の認定を受けた商店街活性化事業 計画の実施に必要な事業資金に対する保証 です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
商店街活性化支援 関連保証	一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人で商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づき主務大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画の実施に必要な資金です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
災害関係保証	風水害、火災、地震等政令で定めた激甚災害により、直接被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転10年 設備15年
東日本大震災 復興緊急保証	東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者の経営の安定に必要な資金についての保証です。ただし、市町村の罹災証明書、認定等が必要です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備 10年
危機関連	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた場合に、事業継続や経営の安定を図るために必要な資金です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備 10年
創業関連	「産業競争力強化法」に定める創業者または創業者である中小企業者のための保証です。	3,500万円	運転・設備 10年
スタートアップ 創出促進保証	創業者や、創業から一定期間を経過していない会社、廃業・倒産経験者のための、経営者保証を必要としない保証です。	3,500万円	運転・設備 10年
再挑戦支援	「産業競争力強化法」に定める過去事業に失敗した経験を生かして事業に再チャレンジする創業者または創業者である中小企業者のための保証です。	3,500万円	運転・設備 10年
事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証です。	2億8,000万円	運転・設備 15年
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して必要となる事業資金についての保証です。	3,000万円	運転・設備 1年
商店街活性化促進 事業関連保証	認定市町村の長の認定を受けた中小企業者が適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行うために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年

協会制度一覧表

●保証制度の詳細は
相談窓口にご確認ください。

制 度 名	概 要	保証金額の限度 ()内は組合	保証期間 の限度
先端設備等導入 関連保証	特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う先端設備等導入に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
情報処理支援 関連保証	主務大臣が認定した情報処理支援業務の実施に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
技術等情報漏えい 防止措置関連保証	主務大臣が認定した技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
社外高度化人材活用新事業 分野開拓関連保証	社外の人材を活用した新事業分野の開拓に必要な資金についての保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年
		【新事業開拓保険にかかる保証】 3億円 ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内 【海外投資関係保険にかかる保証】 3億円 ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内	
事業継続力強化 関連保証	単独の中小企業者が、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図るために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
		【新事業開拓保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内 【海外投資関係保険にかかる保証】 4億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内	
連携事業継続力強化 関連保証	複数の中小企業者が、自然災害等が発生した場合における連携して行う事業活動を継続する能力の強化を図るために必要な資金についての保証です。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転7年 設備15年
		【新事業開拓保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内 【海外投資関係保険にかかる保証】 3億円(6億円) ただし、同保険にかかる他の保証と合わせて上記以内	
特定連携事業継続力強化 関連保証	連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のための保証です。	2億8,000万円	運転7年 設備15年

県制度一覧表(一般資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融機関	認定等の 窓口
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)						
						保険	有担保	無担保				
一 般 資 金	県経営安定 経営安定資金	経営安定に必要な事業資金についての保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 6,000万円 (うち運転資金 4,000万円)	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	年2.0%	経営安定 関連	1～4,6号 5,7,8号	年0.35%～ 年1.40% 年0.45%～ 年1.50% 年0.70% 年0.60%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表 者以外の連帯保証 人は原則不要)	必要に応じ	県の指定 する 金融機関	— 市町村
	県小口Z 小規模企業資金 ^商	国の「小口零細企業保証制度」に対応した小規模 企業者の経営安定に必要な事業資金についての保 証です。 要件(1)従業員20人以下の個人、会社、企業組合、 医療法人もしくは事業協同小組合。ただし、個人、会 社の場合で商業・サービス業を主とするかまたは5 人以下、政令特例業種は20人以下。 (2)既保証付融資残高を含めて2,000万円以内のかた。	小規模企業 2,000万円	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	年1.0%	特別小口 保険 (「経営安定 関連特例」 にかかる 保証も含む)	—	年0.65%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表 者以外の連帯保証 人は原則不要) 注2 注3	要しない		注4
	県夏季 季節資金(夏季)	夏季に必要な短期運転資金についての保証です。 取扱期間は6月1日から10月31日まで(10月31日 までに融資実行)	個人・会社・医法・NPO 1,000万円 組合 3,000万円	運転 6か月	年1.7%	—	年0.35%～ 年1.40%	年0.45% ～年1.50%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表 者以外の連帯保証 人は原則不要)	必要に応じ		—
	県年末 季節資金(年末)	年末に必要な短期運転資金についての保証です。 取扱期間は11月1日から3月31日まで(3月31日ま でに融資実行)	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	県ABL個別 売掛債権担保活用資金	資金調達の円滑化・多様化を図るため、中小企業 が有する売掛債権を担保とする保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 5,000万円 (保証限度額 4,000万円) 保証割合は貸付金額 の80%です。	6か月	年1.7%	—	年0.68%	—	要しない	申込人の 有する 売掛債権		—
	県国補助選択型 経営者保証非提供資金	下記の(1)～(5)の要件に該当する(注5)法人のかた (1)保証協会への保証申込日より2年間(注6)において、決算 書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること (2)保証申込日の直前の決算において、代表者(代表者に準ずる者を 含む)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実 施に必要なもの及び少額のものを除く)がなく、かつ、当該代表者 (代表者に準ずる者を含む)への役員報酬、賞与、配当その他の金 銭の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①保証申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務 超過(注7)でないこと ②保証申込日の直前2期の決算における損益計算上、減 価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(注8) (4)(1)、(2)について申込日以降についても継続的に充足す ることを誓約する書面を提出すること (5)信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないこ とを希望していること 取扱期間は、令和6年3月15日から令和9年3月31日まで (令和9年3月31日までに融資実行)	会社・医法・NPO・組合 8,000万円 (セーフティネット保証 4,5号の場合は 別枠で8,000万円)	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 10年 (据置期間は1年)	年1.2%	経営安定 関連	4号 5号	— —	R7.4.1～R8.3.1 年0.60%～ 年1.85% 注9 年1.05%又は 年1.25% 注9 年0.83%又は 年1.03% 注9	要しない 要しない		市町村

※既存利用の同一資金制度との合算金額

^商 商工会議所・商工会で申込が可能な保証制度です。

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 特別小口保険にかかる保証は連帯保証人を要しません。

注3 納税要件が満たされている場合は原則として連帯保証人を要しません。

注4 経営安定関連保証を利用する場合は、市町村長の認定が必要です。

注5 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である者は(3)は不要です。

注6 法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間において。

注7 純資産の額≧0

注8 経常利益+減価償却≧0

注9 記載の信用保証料率が適用されるのは、令和8年3月31日までに保証申込受付がされたものです。

県制度一覧表(元気企業育成資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融 機関	認定等の 窓口
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)						
						保険	有担保	無担保				
元 気 企 業 育 成 資 金	県産業活性無担 県産業活性普通 産業活性化・ 海外市場開拓支援資金	次のいずれかの要件に該当し、地場産業もしくは健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を積極的に活性化、又は経営資源を活用した新たな事業展開等に必要な事業資金の保証です。 なお、一般的な運転資金は対象となりません。 (1)地場産業(食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物、プラスチック)の製造業を営むかた。 (2)健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を営むかた。 (3)「中小企業等経営強化法」に定める、経営革新計画の承認を受けたかた。 (4)「中小企業等経営強化法」に定める、経営力向上計画の認定を受けたかた。 (5)公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業を営むかた。(評価後5年以内に限り) (6)経済連携協定に基づく関税上の特恵待遇を輸入国で受けるために必要な特定原産地証明書等の作成又は取得を必要とするかた。 (7)原産地証明書等により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備を行うかた。 (8)「ものづくり・商業・サービス生産性向上推進補助金」等を受けたかた。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円 (うち運転資金 4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.6%	ただし、償還期間が10年を超えるものは年2.0%	年0.35%～年0.90%	年0.45%～年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ		—
				経営安定関連	1～4.6号 5、7.8号	年0.70%						市町村
					経営力向上関連	年0.60%						主務省
					経営革新関連	年0.60%						県
					新事業開拓保険	年0.50%	年0.60%					—
					特別信用 注2	—	年0.60%					
					海外投資保険	年0.50%	年0.60%					
	県成長産業 成長産業強化支援資金	岐阜県が定める成長分野(航空宇宙、ヘルスケア、食品及びエネルギー)の製造業に必要な施設設備、および県内の観光施設の新築改築に必要な事業資金を支援する保証です。 なお、一般的な運転資金は対象となりません。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円 (うち運転資金 4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.4%	ただし、償還期間が10年を超えるものは年1.8%	年0.35%～年0.90%	年0.45%～年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	県の指定 する 金融機関	—
					経営安定関連	1～4.6号 5、7.8号	年0.70%					
							年0.60%					
	県地域未来無担 県地域未来普通 地域未来投資支援資金	県内観光施設の新増改築、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業および「岐阜県企業誘致戦略」の各クラスターエリア内で指定された業種の施設設備の整備に必要な事業資金の保証です。 なお、一般的な運転資金は対象となりません。 ※県内外を問わず1年以上の事業歴があれば対象となります。	個人・会社・医法・NPO・組合 5億6,000万円	設備 15年 (据置期間は2年)	年1.4%	ただし、償還期間が10年を超えるものは年1.8%	年0.35%～年0.90%	年0.45%～年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ		
					経営安定関連	1～4.6号 5、7.8号	年0.70%					市町村
					地域経済牽引事業関連	年0.60%					県	
					新事業開拓保険	年0.50%	年0.60%				—	
					特別信用 注2	—	年0.60%					—
					海外投資保険	年0.50%	年0.60%					
	県SDGs推進 SDGs推進資金	ぎふSDGs推進パートナー登録制度の登録事業者の事業資金、賃上げに取り組み「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けたかた(適用後3年以内に限り)の事業資金、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定事業者の事業資金、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録事業者の事業資金(一般的な運転資金は対象となりません)、事業所内保育施設等の設置費用及び運営費又は岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ!」登録者の事業資金、「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している事業者の事業資金についての保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円 (うち運転資金 4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.0%	ただし、償還期間が10年を超えるものは年1.4%	年0.35%～年0.90%	年0.45%～年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ		—
					経営安定関連	1～4.6号 5、7.8号	年0.70%					
							年0.60%					

※既存利用の同一資金制度との合算金額

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 新事業開拓保険にかかる無担保保証で、新事業開拓保険にかかる無担保保証と合わせて5,000万円を超えないもの。

県制度一覧表
(元気企業育成資金)

県制度一覧表(元気企業育成資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融機関	認定等の 窓口																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						保険	有担保	無担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
元 気 企 業 育 成 資 金	県創業一般 県創業関連 創業支援資金 商	新規開業等に必要な事業資金についての保証です。 次のいずれかに該当すること。 (1)新規開業者(ベンチャービジネス等を新たに開業するかた) (2)県内での事業歴が1年未満のかた	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円 (うち運転資金4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.4% ただし、償還 期間が10年を 超えるものは 年1.8%		年0.00%		個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	県の指定 する 金融機関	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			「創業関連特例」 個人・会社 3,500万円 ただし、「創業関連特例」にかかる 他の保証と合わせて上記以内	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	年1.4%	創業関連 (再挑戦支援 保証含む)	—	年0.00%	要しない	要しない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	県羽ばたき 注2 創業支援資金 商	県内で1年以上継続して事業を営み、かつ次のいずれかに該当すること。 (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過し、かつ5 年を経過していないかた (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日 以後1年を経過し、かつ5年を経過していないかた (3)事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業 者(以下「会社設立創業者」という。)となり、事業の譲渡によりその事業の全 部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が 事業を開始した日から起算して1年を経過し、かつ5年を経過していないかた	個人・会社 2,000万円 (既存保証付融資残高 と合算)	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	年1.4%	創業関連 (再挑戦支援 保証含む)	—	年0.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は原則不要)	要しない		要しない	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	県スタートアップ 創出促進 (県SSS) 創業支援資金 商	新規開業等に必要な事業資金についての、経営者保証を必要としない保証です。次のいずれかに該当すること。 (1)事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する 具体的計画を有するかた (2)中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続しつつ、新たに中小企業 者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立の日以後5年を経過していない会社 (4)自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5 年を経過していないもの (5)会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合で あって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないかた ※保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の 自己資金を有していることを要する	「創業関連特例」 個人・会社 3,500万円 ただし、「創業関連特例」 にかかる他の保証と 合わせて上記以内	運転 10年 設備 10年 (据置期間は1年) 注3	年1.4%	創業関連 (再挑戦支援 保証含む)	—	年0.20%	要しない	要しない		—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	県ぎふプライム 創業支援資金 商	ぎふプライムスタートアップの認定事業者に必要な事業資金についての保証です。 ぎふスタートアップ支援コンソーシアムのぎふプライムスタートアップ認定要領 の規定により、「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている中小企業者であ り、次のいずれにも該当すること。 (1)当該認定の日から起算して10年を経過していないこと (2)当該認定を受けた際の事業計画と何らかの関係性を有する事業を営んで いること	個人・会社 2億円 (うち運転資金8,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は2年)	年1.4% ただし、償還 期間が10年を 超えるものは 年1.8%	年0.00%		個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	県経営合理化 経営合理化資金	次のいずれかに該当する事業資金についての保証です。 ア 経営の合理化、効率化を図るための施設設備の整備 イ 中小企業等経営強化法に定める「事業継続力強化計画」、「連携事業継続 力強化計画」又は「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業に係 る設備の整備 ウ 職場環境等の改善を図るための施設設備の整備 エ 既成市街地における複合型都市再生施設の福祉施設又は付帯施設の 整備等 オ 耐震性を向上させるための既設施設や既存設備の補修、整備 カ 新たな製品・サービスや付加価値の創出に取り組むため、デジタル技 術を活用した設備を導入し、生産性または業務効率の向上を図るため の施設設備の整備 ※ 一般的な運転資金は対象となりません。	個人・会社・医法・NPO・組合 2億円 (うち運転資金4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.6% ただし、償還 期間が10年を 超えるものは 年2.0%		年0.35%～ 年0.90%	年0.45%～ 年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者 以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ			—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	経営 安定 関連	1～4,6号	5,7,8号	年0.70%	年0.60%	事業継続力強化関連 連携事業継続力強化関連	年0.60%	新事業 開拓保険			年0.50%		年0.60%	特別信用 注4	—	年0.60%	先端設備等 導入関連	年0.60%		市町村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

※既存利用の同一資金制度との合算金額

商 商工会議所・商工会で申込が可能な保証制度です。

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。

注3 本保証付き融資と同時にプロパー融資を実行する、又はプロパー融資の残高がある場合、据置期間は3年以内となります。

注4 新事業開拓保険にかかる無担保保証で、新事業開拓保険にかかる他の無担保保証と合わせて5,000万円を超えないもの。

県制度一覧表
(元気企業育成資金)

県制度一覧表(元気企業育成資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融機関	認定等の 窓口
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)						
						保険	有担保	無担保				
元 気 企 業 育 成 資 金	県雇用支援 雇用支援資金	次のいずれかの要件に該当し、雇用維持又は拡大に努める事業者の事業資金についての保証です。 (1)「雇用調整助成金」に係る実施計画を労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に提出して受理されており、雇用の維持に努めるかた。資金使途は、運転資金に限りです。 (2)令和5年4月以降、県外の学校の新卒者又は卒業後3年以内の既卒者を常用雇用者として採用し、継続して雇用しているかた。 (3)令和5年4月以降、障がい者を新たに常用雇用し、継続して雇用しており、常用雇用する障がい者の数が法定雇用障害者数に1を加えた数以上であるかた。 (4)令和5年4月以降、母子家庭の母を新たに常用雇用し、継続して雇用しているかた。 (5)令和7年3月以降、事業者の都合により雇用している者の解雇、整理を行うことなく、新たに常用雇用者を採用し、継続して雇用しているかた。ただし、退職者の発生に伴う補充的な採用は除く。 (6)清流の国さふ健康経営推進事業実施要領第3案に該当するとして登録しているもの。 (7)全国健康保険協会(協会けんぽ)岐阜支部から「協会けんぽと健康宣言」による宣言をしたかた。 (8)県から「障がい者雇用努力企業」の認定を受けたかた。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円 (うち運転資金 4,000万円)	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.5% ただし、償還期間が10年を超えるものは年1.9%	経営安定関連	1~4,6号 5,7,8号	年0.35%～ 年0.90% 年0.45%～ 年1.00% 年0.70% 年0.60%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	県	(1)を利用する場合は労働局またはハローワーク (7)を利用する場合は全国健康保険協会岐阜支部 (8)を利用する場合は県注2
	県事業承継 事業承継支援資金	次のいずれかの要件に該当し、事業承継計画に基づいて事業承継を行うために必要な事業資金についての保証です。 (1)「中小企業経営承継円滑化法」に定める、都道府県の認定を受けたかた。 (2)岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けたかた。 (3)中小企業等経営強化法に基づいた、認定経営革新等支援機関の支援を受けたかた。	個人・会社 2億8,000万円 ただし、「県事業承継」「県事業承継特別」「県事業承継借換」を合わせて上記以内	運転 7年 設備 15年 (据置期間は1年)	年1.4% ただし、償還期間が10年を超えるものは年1.8%	特定経営承継準備関連	年0.35%～ 年0.90% 年0.45%～ 年1.00% 年0.60%	個人 原則不要 会社等 原則代表者、もしくは認定中小企業者のみ 原則 他の中小企業者(会社に限る)のみ	必要に応じ 必要に応じ	県		
	県事業承継特別 事業承継支援資金	下記の要件に該当し、事業承継計画に基づいて事業承継を行うために必要な事業資金についての保証です。 専門家(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター)から事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けたかたは信用保証料率が割引されます。 次の(1)又は(2)に該当し、(3)に該当する方が対象となります。 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率(注3)が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	会社・医法・NPO・組合 2億8,000万円 ただし、「県事業承継」「県事業承継特別」「県事業承継借換」を合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	年1.4%	年0.35%～ 年0.90% 年0.45%～ 年1.00% (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり) 年0.20%	要しない	必要に応じ	県の指定する金融機関	—		
	県事業承継借換 事業承継支援資金	事業承継を予定する具体的な計画を有し、資産超過である等の財務要件を満たすことについて認定を取得した中小企業者(会社)に対して、代表者の保証が提供されている借入の借り換えに際し保証を解除することで、事業承継時における障壁を取り除き、事業活動の継続に資することを目的とした保証です。また、専門家(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター)による確認を受けた場合には、信用保証料率が割引されます。 次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者が対象です。 (1)次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による認定を受けていること ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと ア.資産超過であること イ.EBITDA有利子負債倍率(注3)が10倍以内であること ③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3)信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと	会社注4 2億8,000万円 ただし、「県事業承継」「県事業承継特別」「県事業承継借換」を合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	年1.4%	経営承継借換関連	年0.35%～ 年0.90% 年0.45%～ 年1.00% (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認あり) 年0.20%	要しない	必要に応じ	県		

※既存利用の同一資金制度との合算金額

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 経営安定関連保証を利用する場合は、市町村長の認定が必要です。

注3 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

注4 会社については、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。

県制度一覧表(特別経済対策資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融機関	認定等の 窓口
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)						
						保険	有担保	無担保				
特別 経済 対策 資金	県経済変動 経済変動対策資金	経済環境の変化により、次のいずれかの要件に該当し、一時的に売上減少など業況悪化をきたしている中小企業の経営安定に必要な資金についての保証です。 (1)最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少。 (2)直近の単年度決算において欠損を生じている。 (3)最近3か月間の売上総利益が前年同期比5%以上減少。 (4)取引額が全体の20%以上を占める親事業者の経営合理化の影響により将来3か月の売上高が前年同期比10%以上減少の見込み。 (5)中小企業信用保険法第2条第5項第2号から8号の認定を受けている。 (6)感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疫病等による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円	運転・設備 10年 (据置期間は2年)	年1.6%		年0.25%～ 年0.80%	年0.35%～ 年0.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ		—
		経営 安定 関連	1～4,6号	年0.60%				市町村				
			5,7,8号	年0.50%								
	県関連倒産防止 関連倒産防止資金	倒産関連中小企業等の経営安定に必要な運転資金の保証です。 次のいずれかに該当すること。 (1)倒産企業との取り引き依存度が20%以上ある。 (2)倒産企業に対して50万円以上の債権を有している。	個人・会社・医法・NPO・組合 4,000万円 (ただし、債権額の範囲内)	運転 7年 (据置期間は1年)	年1.2%		年0.35%～ 年0.90%	年0.45%～ 年1.00%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	県の指定 する 金融機関	—
		経営 安定 関連	1～4,6号	年0.70%				市町村				
		5,7,8号	年0.60%									
	県返済ゆったり 返済ゆったり資金注2	旧債務を借り換えることにより経営の安定や改善を図るための事業資金についての保証です。 次の全てに該当すること。 (1)旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる。 (2)現在、岐阜県中小企業資金融資制度を利用している。 (3)業況が悪化していること(いずれかに該当)。 ・最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少。 ・直近の単年度決算で欠損が生じている。 ・県が定める地場産業の製造業を営むもので、最近3か月の売上総利益が前年同期比で減少。 ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の認定を受けている。	個人・会社・医法・NPO・組合 8,000万円 注3	運転・設備 10年 (据置期間は2年)	金融機関 所定利率 注4		年0.35%～ 年1.40%	年0.45%～ 年1.50%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ		—
		経営 安定 関連	1～ 4,6号	年0.90%				市町村				
		5号	年0.40%									
							7,8号	年0.68%				

※既存利用の同一資金制度との合算金額

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。

注2 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。

注3 借換対象は、岐阜県信用保証協会の保証付融資とします。借換対象外の制度もありますので、詳しくは相談窓口までお尋ねください。
(県制度融資以外のみを借り換えることはできません。)

注4 金融機関所定利率には、上限利率の設定があります。

県制度一覧表
(特別経済対策資金)

県制度一覧表(特別経済対策資金)(災害対策資金)

●県制度の信用保証料率は、利用者負担の軽減を図るため、その一部を岐阜県が負担した後の料率となっています。

制 度 名		概 要	貸付金額の限度 ※ 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融 機関	認定等の 窓口
						責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)						
						保険	有担保	無担保				
特 別 経 済 対 策 資 金	県再生支援 注2 県プレDIP 県改善サポート 中小企業再生支援資金	県再生支援 次のいずれかの要件に該当し取引金融機関等から支援が確実であること。 (1)岐阜県中小企業活性化協議会等の支援チームの指導を受けて経営改善計画を策定し取り組むかた。 (2)岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図るかた。 (3)ぎふ中小企業支援ファンド等の支援を受けて事業再生を図り、当該事業再生の終了に資金が必要なかた。	個人・会社・医法・NPO・組合 8,000万円 注3	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	金融機関 所定利率 注4	経営 安定 関連	1～ 4,6号	年0.35%～ 年1.40%	年0.45%～ 年1.50%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	岐阜県 中小企業活性化 協議会等 注5
		県プレDIP 事業再生(過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること)を行うかたで、かつ事業再生円滑化関連保証の利用ができるかた。	運転・設備 3年	事業再生 円滑化 関連			年1.40%	年1.50%				
		県改善サポート 事業再生の計画が、認定支援機関等の支援に基づき作成され、事業再生計画実施関連保証の利用ができるかた。	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	事業再生 計画実施 関連			年0.70%					
							年0.90%					
災 害 対 策 資 金	県危機関連 危機関連対応資金	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者の事業継続や経営の安定を図るため資金調達を円滑にするために必要な資金についての保証です。	個人・会社・医法・NPO・組合 1億円	運転 7年 設備 10年 (据置期間は1年)	年1.2%	危機関連 特例	年0.60%		個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	県の指定 する 金融機関	市町村

※既存利用の同一資金制度との合算金額

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
注2 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。
注3 医業を主とする法人・特定非営利活動法人・組合は一部対象外となる場合があります。

注4 金融機関所定利率には、上限利率の設定があります。
注5 経営安定関連保証を利用する場合は、市町村長の認定が必要です。

市町村制度一覧表

制 度 名	概 要	貸付金額の限度 注1	保証期間の限度	貸付利率	信用保証料率			連帯保証人	担 保	取扱金融機関	認定等の 窓口				
					責任共有保証料率(色字) 保証料率(黒字)										
					保険	有担保	無担保								
市町村小口Z 市町村小口零細企業 融資保証	国の「小口零細企業保証制度」に準じ市町村が定めた融資制度に対する保証により、小規模企業者の安定的な資金調達の維持と経営の安定を図ることを目的とした保証です。 要件(1)従業員20人以下の個人、会社、企業組合、協業組合、医業を主とする法人もしくは事業協同小組合。(ただし、個人、会社の場合で商業・サービス業を主とするかたは5人以下、政令特例業種は20人以下。) (2)既保証付融資残高を含め2,000万円以内のかた。	小規模企業 2,000万円以内で 市町村が定める額	運転・設備 10年以内で 市町村が 定める期間	市町村 の 定める 率	特別小口 保険	—	年0.65%	要しない	要しない	市町村の 指定する 金融機関	本制度を実施している 市町村役場 商工会議所 または 商工会				
				無担保 保険	—	年0.50%～ 年2.20%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)注2								
〈実施市町村 令和7年4月1日現在〉大垣市、高山市、多治見市、美濃市、瑞浪市、羽島市、山県市、飛騨市、下呂市、郡上市、本巣市、笠松町												美濃加茂市、土岐市、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、各務原市、可児市 中津川市、恵那市、御嵩町、富加町、岐南町、北方町、坂祝町		市町村により異なる取扱いがあります。	
市町村小口S 市町村小口融資保証	市町村が定めた融資制度に対する保証により、小規模企業者の安定的な資金調達の維持と経営の安定を図ることを目的とした保証です。 要件(1)従業員20人以下の個人、法人。 (2)同一市町村内で同一事業を1年以上行っているかた。 (3)所得割のある市町村民税の課税があり、これを完納しているかた。(納税要件が満たされていない場合は原則法人代表者を連帯保証人として徴求します。)	小規模企業 2,000万円以内で 市町村が定める額 注3	運転・設備 10年以内で 市町村が 定める期間	市町村 の 定める 率	無担保 保険	—	年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)注2	要しない	市町村の 指定する 金融機関	本制度を実施している 市町村役場 商工会議所 または 商工会				
〈実施市町村 令和7年4月1日現在〉大垣市、高山市、各務原市、飛騨市、下呂市															
高山経安 注4 高山市中小企業 経営安定資金融資保証	高山市内の中小企業の経営の安定と事業の健全な発展を図ることを目的とした融資保証制度です。	個人・会社・医法・NPO・組合 2,000万円	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	高山市 の 定める 率	経営 安定 関連	1～4.6号	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	高山市の 指定する 金融機関	高山市			
				5.7.8号		年0.90%	年0.68%								
						危機関連	年0.80%								
高山創業一般 高山創業関連 高山市創業支援資金融資保証	高山市内で新規に事業を開始する中小企業者の経営の安定と事業の発展を図ることを目的とした保証です。 次のいずれかに該当すること。 (1)具体的な計画を有し、1か月以内に個人で、2か月以内に会社を設立して事業を開始する。事業を営んでいない個人。 (2)具体的な計画を有し、6か月以内に、産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けて事業を開始する。事業を営んでいない個人。 (3)事業を営む会社が、事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ事業を開始する具体的な計画を有するかた。 (4)事業を開始した日以降の期間が1年未満の個人。 (5)設立の日以降の期間が1年未満の個人。 (6)事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した会社の創業者(以下「会社設立創業者」という。)となり、事業の譲渡によりその事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合。 なお、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後の期間が5年未満であり、かつ当該会社設立の日以後の期間が1年未満である場合に限る。	個人・会社・医法・NPO 組合 3,500万円 「創業関連特例」 個人・会社 3,500万円 ただし、「創業関連特例」にかかる 他の保証と合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	高山市 の 定める 率	創業関連 (再挑戦支援 保証含む)	年0.35%～ 年1.80%	年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	必要に応じ	高山市の 指定する 金融機関	高山市				
						—	年0.80%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)							
郡上創業関連 郡上異業種進出 郡上市チャレンジ支援資金 融資保証	郡上市内で新たに事業を開業および異業種に進出する中小企業者の必要とする事業資金の融資の円滑化と地域の活性化を図ることを目的とした保証制度です。 次のいずれかに該当すること。 (1)具体的な計画を有し、1か月以内に個人で、または2か月以内に会社を設立して事業を開始する。事業を営んでいない個人。 (2)事業を営む会社が、事業の全部、一部を継続しつつ、新たに会社を設立し、かつ事業を開始する具体的な計画を有するかた。 (3)事業を開始した日以降の期間が5年を経過していない個人。 (4)設立の日以降の期間が5年を経過していない会社。 (5)自らが継続して営んでいる業種と異なる業種への転換または進出を図る個人および法人で事業を開始する具体的な計画を有するかた。 (6)上記(3)の創業者であって新たに会社を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの。	個人・会社・医法・NPO 3,500万円 「創業関連特例」 個人・会社 3,500万円 ただし、「創業関連特例」にかかる 他の保証と合わせて上記以内	運転・設備 10年 (据置期間は1年)	郡上市 の 定める 率	創業関連	—	年0.45%～ 年1.90%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	要しない	郡上市の 指定する 金融機関	郡上市				
						—	年0.80%	個人 原則不要 会社等 必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)							

注1 「医法」は医業を主たる事業とする法人、「NPO」は特定非営利活動法人を指します。
注2 納税要件が満たされている場合は原則として連帯保証人は要しません。

注3 既保証付融資残高を含め2,000万円以内。(ただし、市町村が定める額以内)
注4 取扱方法によって信用保証書等に表示される略名が変わる場合があります。

許認可等を要する業種一覧表

業 種	根 拠 法	有効期限
食 料 品 製 造 業	食品衛生法(55条)	5年を下らない 期間
食 料 品 販 売 業	食品衛生法(55条)	5年を下らない 期間
飲 食 店	食品衛生法(55条)	5年を下らない 期間
建 設 業	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車 運 送 事 業	(乗合)	—
	(貸切)	5年 注1
	(乗用)	—
特定旅客自動車運送事業	道路運送法(43条)	—
自家用有償旅客運送事業	道路運送法(79条)	2年 (更新時2年または3年 注2)
一般貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(3条)	—
特定貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業法(35条)	—
旅 館 業	旅館業法(3条)	—
古 物 営 業	古物営業法(3条)	—
薬 局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(12条)	5年または 6年 注3
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品 製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(13条)	5年または 6年 注3
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品 製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医 療 機 器 ・ 体 外 診 断 用 医 薬 品 製 造 販 売 業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(23条の2)	5年
医 療 機 器 ・ 体 外 診 断 用 医 薬 品 製 造 業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(23条の22)	5年
医 薬 品 販 売 業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器賃貸業 注4		
医 療 機 器 修 理 業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律(40条の5)	6年
一 般 廃 棄 物 処 理 業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年

注1 平成29年4月1日時点で旧法に基づく許可を受けている者の最初の更新は、経過措置により、平成29年4月1日以降5か年にわたり順次行われる
注2 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う方は5年

業 種	根 拠 法	有効期限
産 業 廃 棄 物 処 理 業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年または7年 注5)
特別管理産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年 (更新時5年または7年 注5)
有 料 職 業 紹 介 事 業	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
病院・診療所・助産所	医療法(7条)	—
宅 地 建 物 取 引 業	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒 類 製 造 業	酒税法(7条)	—
酒 母 ・ も ろ み 製 造 業	酒税法(8条)	—
酒 類 販 売 業	酒税法(9条)	—
第1種高圧ガス製造業	高圧ガス保安法(5条)	—
液化石油ガス販売業	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律(3条)	—
労働者派遣事業 注6	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
家 畜 商	家畜商法(3条)	—
浄 化 槽 清 掃 業	浄化槽法(35条)	期限を付することができる (概ね2年)
興 行 場	興行場法(2条)	—
浴 場 業	公衆浴場法(2条)	—
測 量 業	測量法(55条)	5年
砂 利 採 取 業	砂利採取法(3条)	—
採 石 業	採石法(32条)	—
建 築 士 事 務 所	建築士法(23条)	5年
電 気 工 事 業	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	道路運送車両法(78条)	—
揮 発 油 販 売 業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—
揮 発 油 特 定 加 工 業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—
軽 油 特 定 加 工 業	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—
住 宅 宿 泊 事 業	住宅宿泊事業法(第3条)	—
接待飲食等営業 注7	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	—
遊 技 場 営 業 注8	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	—

注3 薬局製造販売医薬品の製造販売または製造に係る許可の有効期限は6年
注4 根拠法第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うもの
注5 許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する場合の許可は7年
注6 平成27年9月30日時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができる
注7 風俗法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいう
注8 風俗法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業をいう

[illegible][illegible]

10

申込み・相談窓口

●中小企業のかたの住所地(法人は本店)を担当する部署にお問い合わせください。

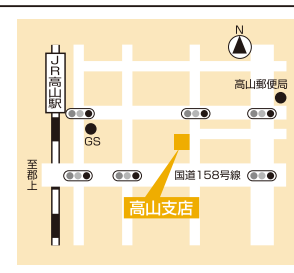
総合相談窓口 (お客様専用フリーダイヤル)	0120-015-047	新たな借入のご相談のほか、既存の保証付き借入金 の返済条件の変更、経営改善のための専門家派遣 など様々なご相談をお受けしています。お気軽に ご相談ください。
女性企業家支援チーム専用 フリーダイヤル	0120-015-074	女性企業家支援チーム「LicoLino」(リコリーノ) が女性企業家様のご相談をお受けします。お気軽 にご相談ください。

事務所	担当部署		電話番号(FAX)	業務の内容	担当地区
本店	企業支援部	経営支援課	058-276-6998 (058-274-6163)	再生支援	県下全地区
		伴走サポート室	058-276-6999 (058-274-6163)	経営支援 条件変更	岐阜市・大垣市・関市・美濃市 羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 本巣市・郡上市・海津市・羽島郡 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・本巣郡 (本店管轄地区)
	保証業務部	保証一課	058-276-6924 (058-273-0897)	保証審査 条件変更	県下全地区
		保証二課	058-276-6929 (058-273-0897)	(担保・保証人・ 根保証更新)	岐阜市・関市・美濃市・羽島市 山県市・瑞穂市・郡上市・羽島郡
		保証事務課	058-276-6928 (058-273-0897)	信用保証料 申込書等の様式	大垣市・各務原市・本巣市・海津市 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・本巣郡 (本店管轄地区)
		創業支援課	058-276-6033 (058-273-0897)	創業支援	岐阜市・大垣市・関市・美濃市 羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 本巣市・郡上市・海津市・羽島郡 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・本巣郡 (本店管轄地区)
	債権管理部	期中管理課	058-276-6337 (058-274-6163)	事故報告 条件変更 (事故報告)	本店管轄地区
		管理一課	058-276-6930 (058-274-6163)	代位弁済	県下全地区
		管理二課	058-276-6922 (058-274-6163)	求償権の管理・回収	本店管轄地区
多治見支店	保証課	管理調整課	0572-22-3100 (0572-22-3377)	創業支援 保証審査 条件変更	多治見市・中津川市 瑞浪市・恵那市 美濃加茂市
				事故報告 条件変更 求償権の管理・回収	土岐市・可児市 加茂郡・可児郡
高山支店	保証担当 管理調整担当		0577-33-5014 (0577-33-9983)	創業支援 保証審査 条件変更 事故報告 求償権の管理・回収	高山市・飛騨市 下呂市・大野郡

本・支店案内図

●高山支店

〒506-0025
高山市天満町
四丁目70番地
A・LUX2ビル1階



●多治見支店

〒507-8691
多治見市白山町一丁目238番地
ヤマカ駅北ビル3階



●本店

〒500-8503
岐阜市数田南五丁目14番53号
県民ふれあい会館11・12階
(愛称・OKBふれあい会館)

